

令和2年第3回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

令和2年7月27日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第13号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について
- 第 4 承認第14号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について
- 第 5 承認第15号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について
- 第 6 議案第34号 字の一部区域の変更について
- 第 7 常任委員の選任
- 第 8 議会運営委員の選任

2 会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第13号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について
- 第 4 承認第14号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について
- 第 5 承認第15号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について
- 第 6 議案第34号 字の一部区域の変更について
- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長の選挙
- 追加日程第 4 議席の一部変更

- 第 7 常任委員の選任
- 第 8 議会運営委員の選任
- 追加日程第 5 議会広報特別委員辞任の件
- 追加日程第 6 議会広報特別委員の選任
- 追加日程第 7 発議第 1 号
行財政改革特別委員会の廃止に関する決議
- 追加日程第 8 発議第 2 号
議会改革特別委員会の廃止に関する決議
- 追加日程第 9 発議第 3 号
議会・行財政改革特別委員会の設置に関する決議
- 追加日程第 10 発議第 4 号
幼・保再編検討特別委員会の設置に関する決議
- 追加日程第 11 五領川公共下水道軸議会議員の選挙
- 追加日程第 12 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第 13 勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙
- 追加日程第 14 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第 15 議案第 35 号
永平寺町監査委員の選任同意について

3 出席議員（14名）

- 1 番 松 川 正 樹 君
- 2 番 上 田 誠 君
- 3 番 中 村 勘太郎 君
- 4 番 金 元 直 栄 君
- 5 番 滝 波 登喜男 君
- 6 番 齋 藤 則 男 君
- 7 番 江 守 勲 君
- 8 番 伊 藤 博 夫 君
- 9 番 長 岡 千恵子 君
- 10 番 川 崎 直 文 君
- 11 番 酒 井 和 美 君
- 12 番 酒 井 秀 和 君

13番 朝井 征一郎 君

14番 奥野 正司 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合 永充 君
副町	長	山口 真 君
教 育	長	室 秀典 君
総務課	長	平林 竜一 君
財政課	長	川上 昇司 君
商工観光課	長	森近 秀之 君
学校教育課	長	多田 和憲 君

6 会議のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂下 和夫 君
書 記	坂ノ上 恵美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開会

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る7月13日、町長より令和2年第3回永平寺町議会臨時会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますこと、心より厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

今臨時会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染予防のため、議場に入場する議員、理事者及び傍聴者に、検温、手洗いまたは消毒、マスク着用にご協力をいただいております。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに関係課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどよろしくお願い致します。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和2年第3回永平寺町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（江守 勲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番、齋藤君、7番、奥野君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

令和2年第3回永平寺町議会臨時会の開会に当たり、町政運営に関する所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

本年は、例年になく低気圧の停滞による長引く梅雨空に爽やかな夏空がとても待ち遠しく感じているところです。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。本臨時会の御案内をさせていただきましたところ、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

初めに、このたびの令和2年7月豪雨により、九州を中心とした甚大な被害が発生いたしました。改めまして亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

永平寺町では、支援の一環として、本庁、各支所に義援金募金箱を設置しており、お寄せいただきました募金は、今後、日本赤十字社を通じて被災地に送らせていただきます。

被災地は、依然として厳しい状況にありますが、一日も早い復旧・復興を心より願っております。

さて、新型コロナウイルス感染症に対する取組ではありますが、国による段階的に社会経済の活動レベルの引上げがなされる中、マスクの着用、手洗い、人との距離を取るなど、基本的な感染防止策を再度徹底することが重要であります。また、これまでに例を見ない自然災害等に対する新たな取組が必要となってくることから、災害等における避難所開設時の初動体制や新型コロナウイルスに備えた避難所運営について、7月5日に全職員を対象に手順の確認を行ったところです。

当日は、職員参集訓練と併せて避難所の受付方法、避難所用テントや段ボールベッドの組立て、間仕切りの設置、タブレットを活用した動画の送受信など、いざというときに備えたより実践的な訓練を行いました。

また、7月21日には、永平寺町繊維協会より災害後の備えとして、避難所生活のルールや段ボールで個人空間を確保する方法など、避難所の心得がプリントされたレジャーシート1,000枚を寄贈していただきました。まずは町内3中

学校をはじめ各地区の集落センター等に配布を予定しており、防災意識の向上に役立てていただきたいと思います。

また、災害発生時の迅速かつ的確な援助を得やすくするための防災スカーフについても、各地区の集落センターや障がい者、妊婦などの災害時において配慮を要する方々への配布を行い、災害時の支援体制の強化に努めます。

今後も、より効果的な防災意識の啓発と職員間の連携や職員一人一人の役割における行動の確認など、災害対応と支援体制の強化に努めてまいります。

次に、北陸新幹線敦賀延伸、中部縦貫自動車道全線開通を見据えた取組について申し上げます。

本町ではこれまで、県、大本山永平寺と連携して門前町並み整備、観光案内所整備などをはじめ、えい坊館や道の駅禅の里と併せ、観光や情報発信となる施設を整備してまいりました。

このような施設や大本山永平寺をはじめとした様々な町内観光地のさらなる情報発信を充実するために、永平寺町観光パンフレット作成・観光看板デザイン委託事業のプロポーザル審査を6月9日に実施いたしました。この事業の目的は、これまでの観光ホームページ、看板、パンフレットのデザインを統一することで、より分かりやすく、より魅力を発信することにあります。

審査には、観光やブランド戦略関係をはじめ商工、農業関係の方々にお願ひし、厳正なる審査をいただきました。今後もデザイン完成まで、引き続き参画していただくこととしております。

これからも北陸新幹線敦賀延伸、中部縦貫自動車道全線開通に伴う好循環に向けて、この事業を含め計画的に事業展開を図り、観光需要の掘り起こしを行っていきたいと考えております。

次に、包括的地域連携協定について申し上げます。

去る7月14日に、福井県宅地建物取引業協会と、15日には全日本不動産協会福井県支部と地域課題を解決するための取組について戦略的に推進することを目的に、雇用の維持拡大や創業支援、定住促進、空き家対策の推進に関する包括的な連携協定を締結いたしました。

この協定に基づき、今後、宅建協会や不動産協会が有する専門的知識や空き家物件等の情報を共有し、綿密な相互連携と協働による活動を積極的に推進することにより、地域の様々な課題の解消に努めてまいります。

それでは、本臨時会にご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、令和2年度永平寺町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認につきましては、松岡中学校及び永平寺中学校の3年生教室の暑さ対策として、エアコンの更新により良好な教育環境を早急に整備する必要があったことから、整備に係る費用を6月23日に専決処分させていただいたものでございます。

令和2年度永平寺町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認につきましては、永平寺町商工会が実施する永平寺町みんなのスタンプラリー事業を支援するための町補助金と地方創生臨時交付金の一次交付について、7月3日に専決処分させていただいたものでございます。

損害賠償の額を定めることの専決処分の承認につきましては、町有施設による物損事故において、相手方と損害賠償の額について示談が成立したことに伴うもので、6月23日に専決処分させていただいたものでございます。

また、字の一部区域の変更の案件につきましても、上程の都度、詳細にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

本臨時会の開会に当たり、案件の概要等を申し上げましたが、今後ともさらなる町勢発展と持続可能な行政サービスの提供に努めてまいりますので、皆様のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。

どうかよろしくお願い申し上げます。

～日程第3 承認第13号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第4 承認第14号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第3、承認第13号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、日程第4、承認第14号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてまでの2件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、承認第13号から日程第4、承認第14号までの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第13号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について及び承認第14号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての提案理由のご説明を申し上げます。

承認第13号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う中学校3年生の教室の暑さ対策として、エアコンを入れ替える費用の追加並びに休校による学校給食の賄材料費の減額を行い、差引き760万4,000円を増額したものでございます。歳入におきましては、前年度繰越金を充当しております。

なお、この補正予算は、令和2年6月23日に専決をさせていただいたものでございます。

次に、承認第14号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、町商工会が実施する永平寺町みんなのスタンプラリー事業を支援するため、商工振興補助金500万円を増額したものでございます。

また、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,509万5,000円の交付決定を受け、財源組替えも行っております。財源には前年度繰越金を充当しております。

なお、この補正予算は、令和2年7月3日に専決させていただいたものでございます。

以上、承認第13号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認及び承認第14号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 承認第13号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について及び承認第14号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての補足説明をさせていただきます。

初めに、承認第13号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ760万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を105億5,220万2,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、5ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出についてご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

上段の款10教育費、目1学校管理費の工事請負費1,320万円は、新型コロナウイルス感染症対策としまして、中学校3年生の教室の空調について既存のエアコンを入れ替えることにより、より効率的な温度管理が可能となること、生徒たちの学習環境が向上することを目的に整備するものでございます。

下段の目3学校給食費559万6,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として学校が休校となり、学校給食も休止となったことによる賄材料費を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、9ページをお願いいたします。

不足する財源といたしましては、前年度繰越金760万4,000円を計上しております。

なお、この専決処分につきましては、令和2年6月23日付でさせていただきました。

次に、承認第14号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案書の14ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を105億5,720万2,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、15ページから16ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出についてご説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

下段の款7商工費、目2商工振興費の商工振興事業補助金500万円は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により地域経済の落ち込みを下支えするため、地域活力の増進を目的に、永平寺町商工会が実施する永平寺町みんなのスタンプラリー事業を支援するための補助金でございます。

また、このほど新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1509万5,000円の交付決定を受けたことによる財源組替えとしまして、上段の款3民生費、目3児童措置費に4,436万7,000円、中段の款4衛生費、目3環境衛生費5,000万円、下段の款7商工費、目2商工振興費2,072万8,000円をそれぞれ充当しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、19ページをお願いいたします。

総務費国庫補助金1億1509万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定を受けたもので、歳出でも申し上げましたとおり、財源組替えを行い、財政調整基金の繰入れを減額しております。

また、不足する財源といたしまして、前年度繰越金500万円を計上しております。

なお、この専決処分につきましては、令和2年7月3日付でさせていただきました。

以上、承認第13号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について及び承認第14号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより、承認第13号から承認第14号までの2件について、1件ごとに審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

承認第13号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） コロナ対策ということで、地域の業者支援ということでスタンプラリーをやるという……。

- (君) それは次。
- 4番(金元直栄君) 何で、2つやるって言ったんじゃないが。
- 議長(江守 勲君) 1件ごとです。
- 4番(金元直栄君) 1件ずつか。すみません。
- 議長(江守 勲君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(江守 勲君) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第13号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4、承認第14号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

- 4番(金元直栄君) 先ほどは失礼いたしました。

地域の業者支援としてスタンプラリーをやるということですが、この効果なんかを見ましても、いわゆるスタンプラリー、500円の金券配布1万枚で500万ということですけども、何か地域支援としてはそんなに大きくないように私は見えるんですけど、もっともっと何か、本当に地域の業者を支援する状況を工夫して考えられんもんかなって私は率直に思うんです。

確かにこのコロナ禍の中で、ドラッグストアなんかは大分売上げが伸びていると、スーパーも結構伸びているという話は聞いてはいるんですけども、現実的にやっぱり苦境に陥っているその業者をどう支援するか、何か具体的なところでもう少し考えられんもんかなって私は率直に思うんですけども。

また、支援するなら500万という単位ではなしに、もう少し何か大きく、これならやりがいがある、町民もそれなら1回乗ってみようというようなものにならんもなかかって思うところから、その辺はどう考えているのか。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 今回につきましては、商工会のスタンプラリーということで計上させていただきました。

今、商工観光課といたしましても、例えば観光協会であるとか、繊維協会であるとか、そういった方々といろんな話をさせていただいております。また、銀行関係とか商工会関係なんかで、どういった支援をすると一番いいのかといったことも今いろんな話をさせていただいております。

今回の専決処分をお願いするところでございますけれども、今後、やはり町内の支援のための施策というものをまた、次にまた例えば9月議会であるとか、そういった形で提案させていただきたいと思っておりますので、その節はどうかよろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、金融であったりいろんな団体の皆さんと話を詰めていっております。いろんな業種が、いろんな時期とかいろいろなタイミングで、このコロナ禍の中でいろんな状況が厳しくなっている業種があります。

今、観光ですと国のGo Toキャンペーンとかいろいろ今行われておりますし、緊急事態宣言のときにはテークアウト、また今回の次のウイズコロナの中でスタンプ。そして今話しておりますのは、なかなかちょっと支援が行き届かない製造業。製造業の方々のお話を聞きますと、契約が止まってしまって3か月、仕事がない状況だとか、そういったいろいろなちょっと厳しい状況もお伺いしております。また、建設とかこういったことにつきましては、またしっかりお話を聞きながら、例えば公共事業のボリュームを少し増やしていくとか、そういった経済対策も考えていかなければいけません。

やはり今回、コロナ禍の中でどういう支援をしなければいけないかというのは、やはりレーダーを常に張っておいて、そしていろんな現場の方々と随時話をしながら、このタイミングでどういったことをしなければいけないのか、またちょっと先を見越した中で、これ、今のうちからしておこうとかという話を今進めていっておりますので、これはまとも次第また議会のほうにもお知らせしていきたいと思っておりますし、また商工会さんとかいろいろな協会さんとも次のいろいろな展

開がないかというのも話をしていきます。また、議会のほうでもいろんなアイデアとか、よその市町の取組を永平寺町ではどうかとか、こういった提案もいただけると本当に助かりますので、またみんなと一緒にチーム永平寺町としてこの難局を乗り越えていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） マスコミなんかを見ていまして、こういう災害、いわゆるコロナの問題で倒産というのはそんなに大きい数字が出てきているわけじゃないですけど、実態、廃業整理というのは物すごい数になっているというのは報道されているとおりで。

これも大きな災害ですから、災害というのはやっぱり資金力のない中小業者に大きなしわ寄せが来るのは間違いないですから、例えば今、持続化給付金は100万、最高100万ということですけども、本町でも10万円はしました。本当にそれで、僕は焼け石に水。でも、町は独自に少しでも支援できたらということをやっていると思うんですが、そこをもう少しやっぱり、たった1回だけでなしに何か少し支えることできないかと思うんですね。支える、お助けになることができないかって、そんなことをこういう事業をやる中でも含めて、本当はこういう専決もしくは臨時議会あるなら、これまでにいろんな案件が出てくると

ていると面白いとは思いますが、もう少し豊かに考えていただくとありがたいかなと僕は率直に思います。

その辺いかがでしょう。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 先ほども述べさせていただきましたけれども、やはり業界によりましていわゆる支援する時期というものが一刻とずれている。例えば飲食業であれば4月、5月で、繊維協会の方とかお話をさせていただきますとやはり2月ぐらいに商談した物件については例えば5月、6月までは仕事があったけど、商談ができないことによるいわゆる今後の仕事できない。また、ありますのは例えば仕事をしたくても休業せざるを得ない場合の、例えば固定経費がかかってくるといったものに何らかの支援ができないとか。それとやはり今後の投資をする上で、金利等のことについて何らかの対応してもらえないとか、そういういろんなお話を伺ってございます。

町といたしましては、やはり町内隅から隅までとはなかなか難しいかもしれませんが、細かい部分まで支援できたらということで、今ちょっと調整させ

ていただいているところでございますので、どうかよろしくお願いたします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、本当に週に何回も金融機関の方、また商工会の方、いろんな関係団体の方にお集まりをいただいて、今この町の現状と、そしてこの町でしなければいけないことは何か、どういったことが求められているかというのを分析しております。これは9月議会に向けて今回の第1弾の提案ができればなど思っておりますし、また今、話を進めていく中で、ひょっとしたら8月中に行わなければいけないとか、そういったものはまた議会に相談させていただきまして専決という形も取らせていただくことになるのかなとも思いますので、その辺はまたしっかり説明していきますので、対応していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） スタンプラリー事業について私もちよっと質問あるんですけども、これちよっと以前いただいた概要から拝見すると、町民への全戸配布みたいな内容で、対象としては町内、町民ということが主やったのかなと思うんですけども、先日、Go Toキャンペーンの新聞報道の中で、各市町村の比較ですね。観光旅行者に対する割引ですとか特典ですとか、各市町村がやっている事業の比較みたいなものを見たんですね。その中で永平寺町がこのスタンプラリー事業を用意していますということが掲載されていたんですね。それを見まして、このスタンプラリー事業というのはGo Toキャンペーンの観光旅行者を対象としていたのかとそのとき感じたんですけども。だとしたら、ちよっと広報の方法として全戸配布のパンフレットと専用SNSサイトの立ち上げだけでは足りないと思うんですね。

もっと大きいメディアに対しての投げかけとか、そういったこともしていかないと届かないのではないかなと思いますし、ほかの市町村さんはもっと大きな金額で町内の消費、市内の消費に回してくださいねというような金券なんかも配られたりしているのを見ますと、少し金額的にも小さいのかなと思うんですが、これ観光対象にするということで考えられているのか、その位置づけをお伺いしたいです。それとも別のことで、やはり専決などで考えられているのかというところ、分からないなと思ひましてお教えいただけますか。

○議長（江守 勲君） 商工振興課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 今回のスタンプラリーにつきましては、観光のみという感じで考えているものではございません。

例えば金額的にも500万という形ですけれども、ただ、スタンプラリーそのものは1,000円以上のお買物していただいて5軒回っていただくということで、経済効果としては金額的にはその何十倍かはあるのではないかというふうに考えてございます。

ほかの市町で例えばクーポンとか金券とか出してございます。金券等につきましても町としてもいろいろ考えさせていただきました。ほかの市町でありますのは、小規模事業者のみの対象ですとか、そういったこともございます。

やはり金券につきましては、以前の応援給付金なんかでも、ちょっと見ていますと7割方がスーパー、ドラッグといったところの売上げとなっていると。役場内部で、もし仮に実施した場合にどういった対象にするかとか、そういったことも言ってございます。

また今、Go Toキャンペーンの関連というわけじゃないんですけれども、門前観光協会の方々とも話をするわけですけれども、今、それに対する支援も考えているところです。

今回のこのスタンプラリーにつきましては、直接そのGo Toキャンペーンとの関連というものはございませんけれども、ただ、その一環としてやはり町としてはこういったものを行っているということで広報させていただきました。メディアとかも私どもも取り上げていただきたいということで、またそういったところにもこうした事業を行うということは伝えさせて、投げ込みをさせていただきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） この事業、るる全協でもお聞きして、8月1日から開始ということですが、今の進捗状況を教えてほしいです。特にこのスタンプラリーに加盟というんですか、乗っている業者がどれくらい、何%ぐらい飲食の方とかいろんな業者の中でどれくらいいらっしまったのかを教えてください。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） このスタンプラリーにつきましては、商工会の商工部会であるとかそういったところのいろんなご協力をいただきまして、今、加盟店につきましては先週の頭の段階で125ぐらいの事業所になってございます。

全体としては二百数十社ございますけれども、今、参画していただけるところは百二十数社で、やはり本当は参加したいけれども、なかなかどうなるか分からないということで参加していただけないところもあったというふうには聞いてございます。

いずれにいたしましても、やはり少しでも参画していただいて、少しでも町内の消費につながればということで、今後もやはり見て、私も参加したいというんであれば積極的にまた勧誘させていただきたいというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） できるだけ多くの業者が参加していただいて、こういう恩恵にあずかるような形をとっていただけたらと思います。

それと、財政課長にお聞きするんですが、今回、地方創生交付金、一次ですね。二次の金額は幾らぐらいでしたっけ、ちょっと確認だけお願いします。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 3億3,000万弱というふうに認識しています。詳しい数字持ってきてません。すみません、よろしくお願いします。

○5番（滝波登喜男君） 分かりました。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第14号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第5 承認第15号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第5、承認第15号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました承認第15号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

この事件につきましては、令和2年6月23日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものです。

概要といたしましては、町有施設による物損事故について、相手方との示談が成立したことに伴い、損害賠償の額を専決処分したものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、総務課より専決処分に伴います事故の概要についてご説明させていただきます。

議案書の22ページをお願いいたします。

事故の発生日でございますが、令和2年5月15日。

事故発生場所は、永平寺町松岡室、町道松岡87号線でございます。

事故の概要でございますが、町道松岡87号線を北へ向かって自家用車で走行中に、陥没箇所を通過した際に、左側前輪が損傷したというものでございます。

事故の種別につきましては、物損事故でございます。

損害賠償の額は、10万2,740円でございます。これにつきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険により対応させていただくこととしました。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第15号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を、
原案のとおり承認することご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第6 議案第34号 字の一部区域の変更について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第6、議案第34号、字の一部区域の変更につ
いての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第34号、字の一部区域の
変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

山王地区宅地造成事業及び宅地分譲事業を実施するに当たり、地方自治法第2
60条第1項の規定に基づき、山王7字の一部区域を山王11字に編入するもの
です。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(江守 勲君) 上志比支所長。

○上志比支所長(歸山英孝君) それでは、議案第34号、字の一部区域の変更に
ついて補足してご説明申し上げます。

議案書23ページをお願いいたします。

山王地区宅地造成事業につきましては、ただいま造成工事を進めておりまして、
9月末完成を目指しているところでございます。

造成事業を進めているこの地区でございますが、山王7字と山王11字の2つ
の字に分かれております。

今回、議案として上程いただきました字の一部区域の変更を行わずに事業を進
めますと、最終的に字の違う2筆を1つの区画として分譲をすることとなってい
まい、非常に不便を講じることになりますので、今回、山王7字に係る区域を山
王11字に編入し、1つの字にすることにより住宅用地の利活用の利便性の向上
を図るものでございます。

以上、議案第34号、字の一部区域の変更についての補足説明とさせていただきます。

きます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

これより第1審議を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 字名が2つに分かれていて非常に不都合と、それはおっしゃるとおりだと思いますが、登記的には合筆して分割すればよろしいのかとも思いますが、そういうやり方をやられるのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 上志比支所長。

○上志比支所長（歸山英孝君） まず、事業が進むことによりまして宅地としての要件が整いますので、宅地として地目変更の後、7字に係る部分を11字に合筆し、1つの字としてまず合筆の作業を行った後に区画ごとに分筆し、それぞれ1筆として分譲したいと考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。よろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

（午前10時43分 休憩）

（午前10時43分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

本件について第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君)

討論なしと認めます。

採決します。

議案第34号、字の一部区域の変更についての件を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○副議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開します。

議長の江守君から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 議長辞職～

○副議長(奥野正司君) 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、江守君の退場を求めます。

(江守議長退場)

○副議長(奥野正司君) 辞職願を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(坂下和夫君) 朗読します。

令和2年7月27日

永平寺町議会副議長 奥野正司様

辞職願

このたび、議会運営の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い
出ます。

永平寺町議会議長 江 守 勲

以上です。

○副議長（奥野正司君） お諮りします。

江守君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、江守君の議長の辞職を許可することに決定しました。

江守君の入場を認めます。

暫時休憩します。

（江守議長入場）

（午前10時48分 休憩）

○14番（江守 勲君） 今ほど私の議長辞職の許可をいただきまして誠にありが
うございます。

議長として2年間、皆様のご協力の下、務めさせていただきました。本当にあ
りがとうございました。

思い起こせば、私が議長になったときは、福井国体が開催され、大変議員の皆
様、そして理事者の皆様、職員の皆様、そして町民の皆様、多くの皆様のご協
力をいただき、この福井国体が成功に導かれたものと思っております。本当にその
節はボランティアや観戦等でお力添えを賜りましたこと、この場をお借りいたし
まして厚く御礼申し上げます。

また、議長としていろいろな思いを持って議長をさせていただきました。そん
な中で全てがうまくいったわけではございませんが、やはりこの本会議主義とい
ったことで、先日、議会改革の委員会の中で総括をしていただき、またその中
で理事者の代表の町長、副町長、総務課長に入っいただき、いろんな意見交換を
させていただきながら、今後の議会運営、そして議会の在り方ということで話を
させていただき、総括をしていただき、今後の本会議主義の進め方ということ
を決めさせていただきました。本当に議員の皆様におかれましては多大なるご理
解を賜りましたこと、本当にありがたく思っております。

また、私が求めておりました、決めた責任、決める責任、そして汗をかく議会

といったことで三本柱で議会改革に当たらせていただきました。そんな中で、コロナということで、なかなか町民の皆様の声を聞きに伺う場面が持てませんでしたが、今後ともこういったことを鑑みながら、議会の在り方、そして今後の議会の進め方ということも変わってくると思っております。

そんな中で、やはりテレビ会議とかそういったことも今後変わってくると思いますので、ぜひタブレットの導入を一日も早くしていただき、こういったことにも対応できる議会として対応していただきたいと思っております。

長くなりましたが、2年間、本当に皆様のご指導、ご鞭撻を賜りありがとうございますございました。

今後ともまた一議員として頑張りますので、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（奥野正司君） 暫時休憩します。11時まで休憩とします。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時01分 再開）

○副議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

（午前11時05分 休憩）

（午前11時35分 再開）

○副議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思

ます。

選挙の方法はいかがいたしますかお諮りします。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○副議長（奥野正司君） ただいま投票という発言がございました。投票にてご異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うこ
とに決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時49分 休憩)

○副議長（奥野正司君） 投票に先立ちまして、議長選挙の立候補表明を行います。

立候補表明の順番は届出順で、私、奥野正司と滝波さんが、届順はこういう順
でございますので、私から立候補表明をさせていただきます。

先ほどのくじ引で立候補表明の順番が私になりましたので、始めさせてい
たきます。

我々議員は、二元代表として自治体の首長と同じく町民の皆様の直接選挙によ
り選ばれ、議会を組織し、行政の監視機能、町民の民意吸収、町民福祉の向上に
つながる政策立案の役割を果たすために議会活動を行っております。

私は、議会が自らの改革に向けて、平成24年8月に制定した議会基本条例の
公平・公正・透明な開かれた議会づくりの上に、町民参加型のまちづくりを施行
する議会から各地区や各種団体に出向いて、町民と意見を交換し、広く得られた
意見を基に議論を交わす行動する議会、得られた意見を基に整理、集約して町民
本位の政策提言を行う提案する議会を目指すという理念を受け継ぎたいと考えま
す。

二元代表制の一方の機関である我々町議会、議決機関でございますが、行政執
行機関とは一定の緊張関係を保ちながら、適切で持続可能な行政サービスの維持
向上につながる部分では、議会と行政は連携して速やかに議論を進め、町民の福
祉向上につながる対応を迅速に実施に移すよう町民の皆様は望まれているものと
考えます。

議員の皆様と協議し、議会事務処理の合理化や議会の働き方改革、生産性向上

にも、進めるべきものはないか、改善できるものはないか、点検を進めたいと考えております。

そういうことを議長にご推挙いただいた後には取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○5番（滝波登喜男君） 議長立候補に当たりまして一言私の考え、抱負を述べさせていただきます。

地方自治体、つまり県、市町では、首長と議会議員はともに住民が直接選挙で選ぶ二元代表制を取っています。しかし、多くの議会では、首長を支持する会派とそうでない会派に分かれ、そこに与野党関係が生まれています。これは国の議員内閣制の枠組みを地方に当てはめて起こることで、本来、二元代表制においては発生しません。ともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によって、ある種緊張関係を保ちながら対等の機関として、その自治体の運営の基本的な方針を決定し、執行とそれに対する監視をしていくのが二元代表制であります。よく車の両輪と例えられるゆえんであります。

しかしながら、首長は常勤であり、かつ多くの職員、本町では正規職員250人、非正規を合わせると300名以上になります。また、豊富な資金——誤解を生じてはなりませんので、議会に比べては豊富な資金ということであります——を持ち、政策を実行していきます。一方、議会議員は非常勤であり、かつたった3人の事務局職員、そしてほんの少しの調査研究費のみであります。これが対等と言えるでしょうか。

また、議会の審議状況を見ても、議員個人が行政職員に対し質問するだけで質疑を終了し、多くの議案が町長提案どおり追認という形で議会が決定していきます。これでは、町民から議会は何をしているのか、あってもなくてもいいのでは、もっと働いてという声が全国各地で起こっています。このことが如実に現れたのが2年前の町議会議員選挙の投票率であります。過去最低の62%であったことです。これらのことを打破するために、町民にもっと議会に関心を持ってもらい、議会が魅力的に見えなければ、町民の信頼と投票率の向上はならないと思っています。

私たちの任期はあと2年間しかありません。2年後には、ここにいる14人の約半数は70歳を超えるという現実があります。ただ、ここで70歳を超えた議員が駄目ということではありません。この議会は男女あるいは年齢、立場の違う

方々の代表になることが理想であります。女性や若い方にももっと関心を持ってもらい、議員となっていただく必要があります。

この2年間がとても重要だと考え、次の3つのことを掲げ、議長に立候補いたします。

まず1つ目は、議員間討議を徹底して行います。

先ほども言いましたとおり、議案に対し各議員が行政職員に質問をし、審議を終了するのではいけません。私たち議員は、住民の代表であり、14人がその目や耳や口や足や、そして知恵を使いながら、様々な立場の住民に寄り添いながら意見を出し合い、徹底討論をして議会としての組織の結論を出していくことに努めてまいります。

2つ目は、住民からの意見をいただき、それを基に議会として提言をしていきます。

具体的には、各議員が住民の意見や自らの調査に基づく毎議会の一般質問、この一般質問の中から幾つかを選択し、委員会でそれを調査研究し、議会としての提言に結びつけることを行っていきます。また、町民の中から議会モニターを公募し、議会や委員会での審議内容について定期的に意見をいただき、それを基に調査研究、そして議会の提言に結びつけたいと考えています。

3つ目は、計画的な議会活動を行うということです。

我々議員は、非常勤であり、他の収入源を持たなければ、なかなか生活もままなりません。私も若くして議員になりましたが、家庭を養うためには眠ることを削って仕事と議員活動の両立をしてきました。これからの議会は、若い人も、女性も、ほかに仕事を持ちながら活動できる環境を整えなければなりません。そのために、議会は年間計画や月の計画、週の計画をできるだけ早く作成し、それに基づいて各議員が生活設計をしていくという試みをしていきたいと思えます。

今、多くの地方議会が議会不要論や議員の成り手不足に、その存続の危機感を募らせ、様々な努力を積み重ね、従来の議会と変わろうとしています。それは、住民の意見をできる限り直接吸い上げ、それを町の政策に生かし、反映していくことです。その制度づくりをどう確立していくかということが大事であります。

しかし、このコロナ禍の中でそれはますます容易にできることではありません。14名の議員が、経験豊かな先輩議員も、新鮮な発想を持っている若手議員も、知恵を出し、意見を出し合い、行動することで、一步、また一步、その目的に近づくことができます。その取りまとめ役として、私に議長をさせていただきたい

のです。

この2年間が大事な時期だと思うからです。どうぞよろしく願いいたします。
終わります。

(午前11時48分 再開)

○副議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～追加日程第2 議長の選挙～

○副議長（奥野正司君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長（奥野正司君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、8番、伊藤君、9番、長岡君、10番、川崎君を指名します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

なお、白票は無効としますので、あらかじめご了承ください。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長（奥野正司君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙を配りますので、1番議員から順番に、記載所において記載の上、投票願います。

(投票)

○副議長（奥野正司君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（奥野正司君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の諸君の立会いをお願いします。

(開票)

○副議長（奥野正司君） 開票結果を報告します。

投票総数14票。有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、奥野君9票、滝波君5票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、私が議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○副議長（奥野正司君） 私、奥野正司が議長に当選しましたので、会議規則第33条第2項の規定により、議長選挙の当選人である旨告知します。

暫時休憩します。

（午後 0時04分 休憩）

○7番（奥野正司君） 議長当選の挨拶をさせていただいてもよろしいでしょうか。

ただいま議員の皆様の投票により、私が当選させていただきました。誠に身に余る光栄であります。また、議長の職責の重さをひしひしと感じております。

議会の決定機関としての監視機能を果たしながら、議会の責任を果たし、持続可能な永平寺町創生に、町民、それから理事者側と協働する、汗かく議会へ貢献をさせていただきたいと思えます。

以上です。どうもありがとうございました。（拍手）

以上で追加日程第2、議長の選挙を終了します。

暫時休憩します。1時まで休憩といたします。

（午後 0時05分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、副議長の私が議長に当選しましたので、副議長が欠員となりました。

この結果、副議長辞職の件がなくなりますので、会議規則第45条の規定に基づき、追加日程第3、副議長辞職の件を削り、以下の追加日程の番号を繰上げさせていただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第3を削り、以下の追加日程の番号を繰り上げることに決定しました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 1時01分 休憩)

○議長(奥野正司君) 投票に先立ちまして、副議長選挙の立候補表明を行います。

暫時休憩します。

(午後 1時01分 休憩)

(午後 1時04分 再開)

○議長(奥野正司君) それでは再開します。

副議長に立候補される方、挙手をお願いいたします。

(挙 手)

○議長(奥野正司君) お二人ですね。

2名の方が挙手をいただきました。

暫時休憩いたします。

(午後 1時08分 休憩)

○議長(奥野正司君) 投票に先立ちまして、副議長選挙の立候補表明を行います。

ただいまのくじによりまして、最初に9番、長岡君、次に13番、朝井君、お願いします。演壇で発言をお願いします。

○9番(長岡千恵子君) 立候補するに当たりまして、これからの2年間で私が成し遂げたいと考えていることについてお話ししたいと思います。

まず、副議長という立場でございますから、あるときは議長と二人三脚で助け合い、協力して事を進めなければいけません。ですが、別の状況の下では裏方に

徹して議長をサポートしていきたいというふうに考えております。

議長は議長としてなすべき仕事があるのと同じように、副議長にも副議長としてしなければいけない仕事があります。課せられた仕事につきましては、100%遂行に向けて努めていきたいというふうに考えております。特に民意吸収をというふうに考えております。

私が議員になりまして今年で10年の月日が流れました。議員になった頃と比べますと、女性の地位は向上しておりますが、議会と語ろう会を開催いたしましても女性の参加者が少ないですし、地区集落の区長に女性が任命されるケースも非常に少ないというのが現実としてあります。

それでは、家庭ではどうでしょうかということになりますと、家庭生活の主導権といえ、やはり女性が握っておられるのではないのでしょうか。政治の場での女性の意見はなかなか聞こえてきません。何とかして女性の意見を町政に反映していくことで、より豊かな、より暮らしやすい町にしていきたいというふうに考えています。もちろん、男女区別するつもりは全くございません。男性も女性も同じです。本筋でいえば、顔を見てお話をお伺いすることが一番だというふうに思っておりますが、顔を見てお話しすれば、時として構えてしまい、正直な思いを話せないこともあるように思います。顔は見えなくても、より正直な意思を表していただける方法というのも同時進行で考え、実行し、民意吸収に議員各位のご協力を得ながら進めて努めていきたいというふうに思っております。吸収した民意につきましては、議員間で協議し、町政に反映できるよう努めます。

今議会から、議員定数が18名から14名に削減しております。14名に削減したから、一挙にその体制をがらりと変えるということは非常に難しいことであるということを承知しております。議員定数18名体制の名残が残っていることも仕方のないことだとは思っております。ですが、これからの2年間は、次の改選後の議会につなげる大切な時期というふうに考えますと、効率よく議会運営ができるような議会改革が必要というのも、これは必然的なことだと思っております。

たった14人の議会ですから、議員個々が自分の考えを自由に発言できる体制、言うまでもなく公序良俗や良識の範疇であることは当然です。また、他人から支持されたり押しつけがあってはいけないというふうにも考えております。個々の発言は、尊重すると同時に、自分の発言に責任を持つことも大切だというふうに考えます。しがらみから開放された議会こそが、地方議会のあるべき姿とも考え

ております。

議員各位がいろいろな意見を出し合い、論議し、提案、提言することにより、行政から示された議案も深化して、町民にとってよりよいものに変革するのではないのでしょうか。あえて行政側の皆様にも議会の意向を柔軟に聞く姿勢を求めていかなければならないというふうにも考えております。

町民目線の議会になるように、努力、邁進してまいりますので、どうぞ皆様方のご支持をお願いして、私のご挨拶に代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） 次に、13番、朝井君、演壇でお願いします。

○13番（朝井征一郎君） 今回、副議長の立候補をさせていただきました。

私は、この前もお話しさせていただきましたが、6年間、議員として地域住民の皆様とともに歩んでまいりました。その間、永平寺町議会といたしましても、仲のよい議員、そして僕はこの永平寺町議会は一つの家族だと思います。長男もおり、おやじもいる、女房もいると、そういった14人の家族です。家族が仲よく、そして一丸となって永平寺町、町民の生活と暮らしを豊かにするために、いろんな議論をしたり、話合いをしたりして、愛する心を持ち、そして家族を愛し、家族と共に生きる、そして共に尽くす、そういった物の考えでこの議会を盛り上げていきたいと考えております。

ぜひとも諸先輩の皆様方のいろんなご指導いただきながら、この議会がすばらしい永平寺町議会になるよう努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） 選挙の準備をお願いします。

（午後 1時19分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～追加日程第3 副議長の選挙～

○議長（奥野正司君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙は投票で行わせていただいてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしでございますので、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(奥野正司君) ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、11番、酒井和美君、12番、酒井秀和君、14番、江守君を指名します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

なお、白票は無効としますので、あらかじめご了承ください。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(奥野正司君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に、記載所において記載の上、投票願います。

(投票)

○議長(奥野正司君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の諸君の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(奥野正司君) 選挙の結果を報告します。

投票総数14票。有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、長岡君4票、朝井君10票。

以上のとおりです。

法定得票数は4票です。

よって、朝井君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(奥野正司君) ただいま副議長に当選された朝井君が議場におられます。会

議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を行います。

暫時休憩します。

(午後 1時29分 休憩)

- 議長（奥野正司君） 副議長当選のご挨拶、どうされますか。
- 13番（朝井征一郎君） 皆様の推薦をいただきまして、今回、副議長となりました。議長をサポートし、永平寺町議会を元気のあるすばらしい議会にしたいと思っておりますので、諸先輩方の皆様のご指導とご協力をお願いいたします。どうもありがとうございます。（拍手）
- 議長（奥野正司君） 以上で追加日程第4、副議長の選挙を終了します。
～追加日程第4 議席の一部変更について～
- 議長（奥野正司君） 次に、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第5…
…。
- 5番（滝波登喜男君） 違う。3が削ってるから。
- 番（ 君） 4。
- 議長（奥野正司君） 4か。追加日程第4として直ちに議題とします。
議席の一部変更を行います。
会議規則第4条第3項の規定により、議長において一部変更します。
議員の氏名と、その変更後の議席番号を発表します。
江守君は7番へ、私は14番へ指定変更します。
暫時休憩します。

(午後 1時32分 休憩)

(午後 4時00分 再開)

- 議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。
先ほど暫時休憩の前に、追加日程第4、副議長の当選につきまして、日程番号を第4と申し上げましたが、これは番号が一つ繰り上がるために第3が正解で、第4は誤りでした。おわびして訂正いたします。
～日程第7 常任委員の選任～
- 議長（奥野正司君） 次に、日程第7、常任委員の選任を行います。
常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。
事務局より所属委員会及び氏名の朗読をさせます。
事務局長。

○議会事務局長（坂下和夫君） それでは、朗読します。

総務産業建設常任委員に、松川議員、中村議員、齋藤議員、伊藤議員、川崎議員、酒井秀和議員、奥野議員。

教育民生常任委員に、上田議員、金元議員、滝波議員、江守議員、長岡議員、酒井和美議員、朝井議員。

予算決算常任委員については、全議員が委員となります。

以上です。

○議長（奥野正司君） ただいま朗読したとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 4時03分 休憩）

（午後 4時03分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっています。

ただいま各常任委員会で互選された委員長及び副委員長の氏名を発表します。

総務産業建設常任委員会委員長に酒井秀和君、副委員長に川崎直文君。

教育民生常任委員会委員長に金元直栄君、副委員長に酒井和美君。

予算決算常任委員会委員長に伊藤君、副委員長に酒井和美君。

以上のとおり報告します。

～日程第8 議会運営委員の選任～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第8、議会運営委員の選任を議題とします。

議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

事務局より氏名を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（坂下和夫君） 朗読いたします。

金元議員、滝波議員、江守議員、伊藤議員、酒井和美議員、酒井秀和議員。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） ただいま朗読したとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 4時06分 休憩）

（午後 4時06分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっています。

ただいま議長の手元に議会運営委員会で互選された委員長及び副委員長の氏名が報告されましたので発表します。

委員長に江守 勲君、副委員長に酒井秀和君。

以上のとおり報告します。

暫時休憩します。

（午後 4時07分 休憩）

（午後 4時08分 再開）

○副議長（朝井征一郎君） では、休憩前に引き続き再開します。

ただいま、7名の議員より議会広報特別委員の辞任申出が提出されました。お諮りします。

7名の議員の議会広報特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（朝井征一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第5 議会広報特別委員辞任の件～

○副議長（朝井征一郎君） 追加日程第5、議会広報特別委員辞任の件を議題とします。

7名の議員から議会運営のため、議会広報特別委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり辞任を許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（朝井征一郎君） 異議なしと認めます。

よって、7名の議員の議会広報特別委員辞任を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 4時09分 休憩）

（午後 4時10分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～追加日程第6 議会広報特別委員選任～

○議長（奥野正司君） 次に、議会広報特別委員の選任についての件を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とします。

委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

議会広報特別委員に、朝井征一郎君、酒井和美君、松川正樹君、上田 誠君、滝波登喜男君、江守 勲君、酒井秀和君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員は、ただいま氏名したとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 4時15分 休憩）

（午後 4時16分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっています。

議会広報特別委員会で互選された委員長及び副委員長の氏名を発表します。

委員長に朝井征一郎君、副委員長に酒井和美君。

以上のおり報告します。

～追加日程第7 発議第1号 行財政改革特別委員会の廃止に関する決議～

○議長（奥野正司君） 次に、追加日程第7、発議第1号、行財政改革特別委員会の廃止に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川崎君。

○10番（川崎直文君） 廃止理由を申し上げます。

行財政改革特別委員会における町の第3次行財政改革大綱実施計画の調査、検討の終了に伴い廃止といたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

川崎君外2人から提出されました行財政改革特別委員会の廃止に関する決議のおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、川崎君外2名から提出されました発議第1号、行財政改革特別委員会の廃止に関する決議は可決されました。

～追加日程第8 発議第2号 議会改革特別委員会の廃止に関する決議～

○議長（奥野正司君） 次に、追加日程第8、発議第2号、議会改革特別委員会の廃止に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 議会改革特別委員会は、2年前、改選と同時に委員会を発

足し、そして2年間協議してまいりました。7月13日の特別委員会、そして7月20日の全員協議会におきまして、議員間の総括及び今後の方向性について決議したものです。

この時点で、現時点で、これをもってこの特別委員会の調査、検討を終了したいと思っておりますので、廃止の手続きをお願いをいたします。

以上です。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

5番、滝波君外2人から提出されました議会改革特別委員会の廃止に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、滝波君外2名から提出されました発議第2号、議会改革特別委員会の廃止に関する決議は可決されました。

～追加日程第9 発議第3号 議会・行財政改革特別委員会の設置に関する決議～

○議長（奥野正司君） 次に、追加日程第9、発議第3号、議会・行財政改革特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 議会改革及び行財政改革に関する調査、検討を必要とするため、地方自治法第109条及び委員会条例第5条に基づき、議会・行財政改革特別委員会の設置をお願いするものです。

以上です。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

江守君外2人から提出されました議会・行財政改革特別委員会の設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、江守君外2名から提出されました発議第3号、議会・行財政改革特別委員会の設置に関する決議は可決されました。

引き続き、ただいま設置されました特別委員会の委員の選任を行います。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

議会・行財政改革特別委員会の委員に、議員14名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま氏名いたしました諸君を議会・行財政改革特別委員会の委員に選任することに決定しました。

次に、ただいま設置されました委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

暫時休憩します。

（午後 4時22分 休憩）

（午後 4時22分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、議長の手元に議会・行財政改革特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の氏名が報告されましたので発表いたします。

委員長に江守君、副委員長に滝波君。

以上のとおり報告いたします。

～追加日程第10 発議第4号 幼・保再編検討特別委員会の設置に関する決議
～

○議長（奥野正司君） 次に、追加日程第10、発議第4号、幼・保再編検討特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今般、行政から出ています幼稚園・幼児園施設再編計画について、当委員会で十分調査、検討するために設置をお願いするものであります。

以上です。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

滝波君外2名から提出されました幼・保再編検討特別委員会の設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、滝波君外2名から提出されました発議第4号、幼・保再編検討特別委員会の設置に関する決議は可決されました。

引き続き、ただいま設置されました特別委員会の委員の選任を行います。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

幼・保再編検討特別委員会の委員に、議員14名を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を幼・保再編検討特別委員会の委員に選任することに決定しました。

次に、ただいま設置されました委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

暫時休憩します。

(午後 4時25分 休憩)

(午後 4時25分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、議長の手元に幼・保再編検討特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の氏名が報告されましたので発表いたします。

委員長に滝波登喜男君、副委員長に長岡千恵子さん。

以上のおり報告いたします。

次に、五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第11として直ちに選挙を行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 4時26分 休憩)

(午後 4時26分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

訂正いたします。

五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第11として直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 4時27分 休憩)

(午後 4時27分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～追加日程第11 五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙～

○議長（奥野正司君） 追加日程第11、五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙を行います。

現在、五領川公共下水道事務組合議会議員4名が、議会運営の都合により辞任しております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

五領川公共下水道事務組合議会議員に4名、松川正樹君、滝波登喜男君、長岡千恵子君、酒井秀和君の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました松川正樹君、滝波登喜男君、長岡千恵子君、酒井秀和君を五領川公共下水道事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました松川正樹君、滝波登喜男君、長岡千恵子、酒井秀和君が五領川公共下水道事務組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま当選されました松川正樹君、滝波登喜男君、長岡千恵子君、酒井秀和君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

次に、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第12として直ちに選挙を行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第12として直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 4時30分 休憩)

(午後 4時31分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～追加日程第12 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙～

○議長（奥野正司君） 追加日程第12、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

現在、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員4名が、議会運営の都合により辞任しております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員に、上田 誠君、江守 勲君、朝井征一郎君、奥野正司、4名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました上田 誠君、江守 勲君、朝井征一郎君、私、奥野正司を福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました上田 誠君、江守 勲君、朝井征一郎君、私、奥野正司が福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま当選されました上田 誠君、江守 勲君、朝井征一郎君、私、奥野正司が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

次に、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第13として直ちに選挙を行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第13として直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 4時32分 休憩)

(午後 4時32分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～追加日程第13 勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙～

○議長（奥野正司君） 追加日程第13、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

現在、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員3名が、議会運営の都合により辞任しております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

勝山・永平寺衛生管理組合議会議員に、6番、齋藤則男君、10番、川崎直文

君、11番、酒井和美君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました齋藤則男君、川崎直文君、酒井和美君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました齋藤則男君、川崎直文君、酒井和美君が勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま当選されました齋藤則男君、川崎直文君、酒井和美君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

次に、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第14として直ちに選挙を行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第14として直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 4時36分 休憩)

(午後 4時36分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開します。

～追加日程第14 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙～

○議長(奥野正司君) 追加日程第14、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

現在、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員1名が、議会運営の都合により辞任しております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に、不肖私、14番、奥野正司を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した私を福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、私が福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定しました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

暫時休憩します。

(午後 4時36分 休憩)

(午後 4時36分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

議案第35号、永平寺町監査委員の選任同意についての件を日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、議案第35号、永平寺町監査委員の選任同意についての件を日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第15 議案第35号 永平寺町監査委員の選任同意について～

○議長(奥野正司君) 追加日程第15、議案第35号、永平寺町監査委員の選任同意についての件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、中村勘太郎君の退場を求めます。

(3番(中村勘太郎君)退場)

○議長（奥野正司君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第35号、永平寺町監査委員の選任同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町監査委員2名中、議員のうちから選任をされております監査委員が今回欠員となりますので、後任の選任につきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めものでございます。

同意を求めますのは、永平寺町松岡上合月第7号46番地の中村勘太郎氏でございます。

何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

追加日程第15、議案第35号、永平寺町監査委員の選任同意についての件を採決します。

この採決は起立により行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（奥野正司君） 起立全員です。

よって、議案第35号、永平寺町監査委員の選任同意についての件は同意することに決定しました。

3番、中村君の入場を認めます。

暫時休憩します。

（3番（中村勘太郎君）入場）

（午後 4時 分 休憩）

（午後 4時 分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開いたします。

以上をもちまして、本臨時会に付されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、大変お忙しいところをご参集をいただき、ここに全

日程を終了しましたことを心より厚く御礼申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。令和2年第3回永平寺町議会臨時会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました専決処分の承認及び議案につきましては、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、誠にありがとうございました。

さて、この議会において、奥野議長、朝井副議長が選出されました。心からお喜び申し上げます。

また、各委員会の構成など、今後の議会運営に関わる重要な事項も決定されました。

新たに就任されました正副議長、また各委員等に就任されました議員各位におかれましては、これまでも増してご理解とご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

コロナ禍を契機とした社会が大きく変わっていく中、今後の議会運営に対するご活躍にご期待を申し上げる次第であります。

依然として収まる気配のない新型コロナウイルス感染症対策につきましては、本町においても様々な対策を講じておりますが、町内の金融機関や商工会、農協、福井労働局、観光物産協会との意見交換の場を設け、情報収集・共有し、本町における今後の効果的な支援や対策に生かすよう取り組んでいるところです。

また、国の地方創生臨時交付金の二次交付分につきましても、現在、全庁体制で活用方法を検討しているところです。

引き続き、国による社会経済活動の段階的な引上げに注視しながら、町民の健康、生活を守るため、福井県や関係機関と連携を図り、適切かつ迅速に対応してまいりたいと考えております。

結びに、今回退任されました江守議長、奥野副議長におかれましては、定数14人体制となる中、フットワークの軽さを生かし、新しい形での議事機関として積極的な取組と行政の働き方改革にもご理解を示していただきました。

福井国体の成功、町立在宅訪問診療所の開設、新型コロナウイルス感染症対策など、様々な事業に対するご理解とともに、町勢発展のため大変ご尽力をいただ

き、改めてお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。さらなるご活躍をご期待申し上げます。

議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、町勢発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午後 4時44分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議長

永平寺町議会副議長

永平寺町議会副議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員